

平成28年度特別調整交付金
(算定省令第6条第9号)
に関する
Q & A

平成28年6月3日

【長寿・健康増進事業】

(問1) 交付基準の構造如何。

(答)

長寿・健康増進事業を実施した場合、次のとおり特別調整交付金を交付する。

○交付基準額に基づく算定分

区 分		対象事業等
交付基準額の範囲内で交付		交付基準1(2) ①、④、(4) 及び(5) の事業
交付基準額を超えた場合の加算	先駆的・先進的な事業であると認められるもの	必要額を交付 ※ 平成 26 年度以前から実施しているものについて、1,000 万円以内で認めた額を上限
	厚生労働大臣が認めたもの	(1) 健康診査(追加項目) ※ 問3参照
		(4) ③人間ドック等の費用助成 ※ 問2参照
		その他
交付基準額とは別の交付限度額を上限として加算 ※ 長寿・健康増進事業の交付申請総額が交付基準額を超えている場合		(2) ④医療資源が限られた地域の保健事業 ※ 実施市町村ごとに交付限度額を別に定める

○交付基準額と別の交付限度額設定分

被保険者数に応じた交付限度額を適用するもの	(2) ③保健事業実施計画に基づく保健事業への支援
被保険者数に関わらず定額による基準を適用するもの	(2) ②保健事業に係る市町村等との連絡・調整 (3)保健事業実施計画の策定

(参考) 長寿・健康増進事業で実施する事業

(1) 健康診査 (追加項目)

(2) 保健指導等 ①健康教育・健康相談等 ②保健事業に係る市町村等との連絡・調整③保健事業実施計画に基づく保健事業への支援 ④医療資源が限られた地域の保健事業

(3) 保健事業実施計画の策定

(4) 社会参加活動支援等 ①運動・健康施設等の利用助成 ②社会参加活動等の運営費の助成 ③人間ドック等の費用助成

(5) その他

総費用額が交付基準額を超えた場合の算定例は次のとおり。

【交付額算定の例】

交付基準額	2,000 万円
先駆的・先進的	300 万円
健康診査	200 万円
ドック助成	600 万円
(うち交付基準額内 300 万円、加算額 300 万円)	
医療資源が限られた地域の保健事業	700 万円
(うち交付基準額内 300 万円、加算額 400 万円)	
健康教育 等	1,700 万円
総費用額(別枠除く)	3,500 万円

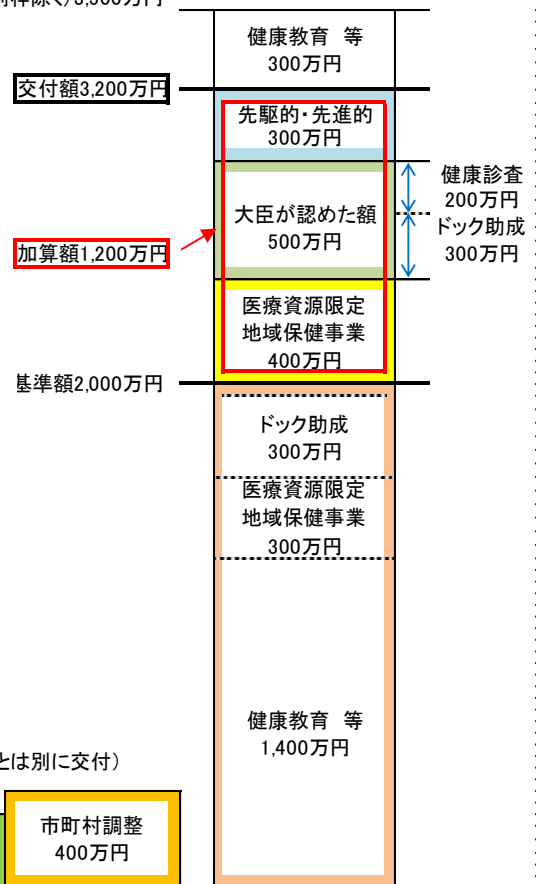
別枠 市町村調整	400 万円
〃 計画策定	300 万円

《算定結果》

交付額	3,900 万円 (加算額 1,200 万円)
内訳 先駆的・先進的	300 万円
健康診査	200 万円
ドック助成	600 万円
医療資源が限られた地域の保健事業	700 万円
健康教育 等	1,400 万円
小計	3,200 万円

別枠 市町村調整	400 万円
〃 計画策定	300 万円

総費用額(別枠除く) 3,500万円



(問2) 今年度における『健康診査』の交付の対象及び交付額の算定方法如何。

(答)

昨年度同様、健康診査のうち、一定基準の下、医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目(「眼底」、「貧血」及び「心電図」)に係る費用について、これまで同様平成22年度における生活機能評価の検査等との同時実施の状況に応じて、交付対象とする。

交付額についてもこれまで同様、追加項目に係る対象経費の実支出額に補助率1/3を乗じて得た額とする。

(問3) 健康診査事業における「医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目」とは具体的にどのような項目を指すのか。

(答)

「平成23年度後期高齢者医療制度事業の実施について」(平成23年3月29日付け保高発0329第1号高齢者医療課長通知)の「1. 健康診査事業」の(コ)で示している医師が個別に必要と判断した場合に行う次の項目を指す。(以下「追加項目」という)

- ・貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)
- ・心電図検査(12誘導心電図)

・眼底検査

(問4) 追加項目について、全て実施しないと追加項目を実施したものとして補助の対象にならないのか。

(答)

追加項目について、いずれか1項目でも実施した場合は、実施した項目分に係る費用を補助対象とする。

(問5) 服役中の者に実施した後期高齢者健康診査を、当事業の対象としてよいか。また、後期高齢者健康診査の結果通知の作成、発送は対象事業となるか。

(答)

対象外である。(後期高齢者医療事業費補助金の後期高齢者健康診査事業の対象となるため。)

(問6) 『保健事業に係る市町村等との連絡・調整』の実施にあたり、専門職を雇用する場合には、雇用の形態(常勤職員、非常勤職員、臨時職員等)に決まりはあるのか。また、広域連合にすでに配置されている専門職が「専門的知見を有するコーディネーター」として業務に従事する場合、対象となるか。

(答)

当該業務を行うにあたっては、雇用の形態は問わない。

広域連合に保健師等が配置され、保健事業に係る市町村等との連絡・調整の業務に従事している場合、本事業の対象として差し支えない。ただし、その保健師等が別業務にも従事する場合は、本事業の対象業務に係る分のみを業務割合に応じて按分して計上する。

なお、本項目については、市町村等関係機関と連携・協力して保健事業を実施していくことを支援することを目的としており、平成29年度(保健事業実施計画第1期期間)まで継続する予定である。

(問7) 『保健事業実施計画に基づく保健事業への支援』について、具体的にどのような事業を対象としているか。

(答)

データヘルス計画に基づき、地域の健康課題に対応する事業を想定しているため、下記の要件をすべて満たしているものが交付金の対象となる。

- ① 当該事業がデータヘルス計画に位置づけられているものであること
- ② 健診の結果や診療報酬明細書等情報等を踏まえ、地域として取り組むべき健康課題について精査した事業であること
- ③ 過去に同様の事業により、交付金の申請を行い、交付を受けたものでないこと

(問8) 『医療資源が限られた地域の保健事業』について、「医療資源が限られた地域」とはどのような地域を指すのか。

(答)

『医療資源が限られた地域』とは、下記及び下記に準ずる地域を指す。

① 無医地区及びこれに準じる地区として、不均一保険料の設定の対象となる地域。

〔高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基準(平成19年厚生労働省告示第355号)に定める地域〕

② 診療報酬の算定において、医療提供しているが、医療資源が少ない地域に配慮した評価の対象となる地域。

〔基本診療料の施設基準等(平成28年厚生労働省告示第53号)別表第六の二に定める地域〕

(別添参照)

(問9) 『保健事業実施計画の策定』について、具体的に計画策定に係るどのような経費が対象となるのか。

(答)

データの抽出、スクリーニング・集計・加工等のための物品や調査に係る実費、またそれらに係る雇用作業員の賃金、委託費、作成に必要な経費(印刷費、製本費等)等が対象となる。ただし、分析ソフトやPC等、当該事業の実施以外にも使用できるものは対象としない(リース契約とする等して当該事業にのみ使用することとするのであれば、この限りではない)。

また、専門家アドバイスに係る謝金、検討会を設置した場合の会議運営費(資料代、部屋料、謝金、旅費等)についても、交付の対象となる(この場合、国保連における保健事業支援評価委員会(国保・後期高齢者ヘルスアップ事業)の活用でも代替可能なのでご検討いただきたい)。

なお、当該項目については、第2期(平成30年度～)計画の策定経費等を対象とするもの。

(問10) 『保健事業実施計画の策定』は、業者へ委託する場合の委託料も対象費用となるか。

(答)

計画策定のためのデータ収集・加工、調査等の作業について、委託により実施する場合も対象とする。

(問11) 『社会参加活動等の運営費の助成』における『敬老会や趣味の集い等助成』が「健康保持増進効果が明らかでない事業」とされているが、具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

保健指導等といった被保険者の身体・健康に直結するものでなく、アトラクションや被保険者のための趣味を主体とした集まり等を想定している。内容に疑義がある場合は、個別に相談されたい。

(問12) 『人間ドック等の費用助成』の加算額如何。

(答)

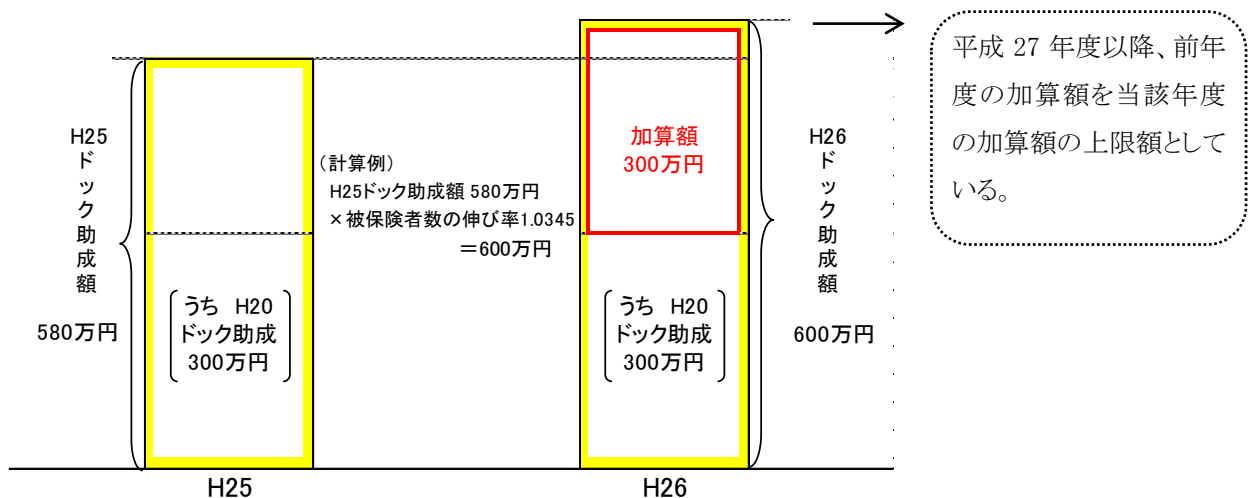
前年度(平成27年度)の加算額を、今年度(平成28年度)の加算額の上限とする。

【参考1】

平成26年度においては、人間ドック等の費用助成について、人間ドック等の費用助成を含む総費用額が交付基準額を超えた場合には、前年度のドック助成額に、前年度からの被保険者数の伸び率※を乗じて得た額を上限として、交付基準額に加算して交付している。

その後、平成27年度以降は前年度の加算額を当年度の加算額の上限としているため、今年度(平成28年度)も前年度(平成27年度)の加算額以上に交付されることはない。

【参考2】平成26年度・平成27年度の加算額算定方法



※ 前年度からの被保険者数伸び率＝H26.4.1 被保険者数／H25.4.1 被保険者数

(問13) 『人間ドック等の費用助成』において、脳ドック・がん健診は対象となるか。

(答)

人間ドックとして行う検査項目の中であれば、交付の対象となる。

(問14) 『その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業』について、はり・きゅう・マッサージ等の利用助成を実施する場合、その交付額の上限如何。

(答)

はり・きゅう・マッサージ等の利用助成事業の実施費用に対する前年度(平成27年度)の交付額(実績額)を上限とする。

(問15) 事業実施計画書にある『その他(個別検診)』とは、どのような検診等を指しているのか。

(答)

骨粗しょう症検査や地域特有の感染症検診(エキノコックス症検診)等を想定している。

(問16) 費用算定等に係る留意事項に「物品、記念品・商品は対象外」と記載があるが、各事業を行うにあたって必要となる消耗品、また、車両や機器類の購入・修繕費用等は対象となるのか。

(答)

当該事業に必要な消耗品は対象となる。車両や機器類の購入・修繕費用に関しては、原則対象外。

ただし、当該事業のみに使用する性質のものであり、また、事業の実施に必要不可欠である場合等については、個別にご相談されたい。

(問17) 健康手帳の作成・発送は、対象事業となるか。

(答)

対象外である。(健康増進法の国庫補助の対象となるため。)

(問18) 独居老人緊急通報システムや通院費(バス・タクシー利用費)助成、医療費通知の発送は対象事業となるか。

(答)

事業の趣旨と異なるため、対象外である。

(問19) 高齢者の交流拠点の整備や相談室の設置は対象事業となるか。

(答)

ハード整備は対象外である(ただし、会場使用料は対象となる。)

(問20) 健康老人表彰にかかる記念品の贈呈は対象経費となるか。

(答)

記念品・賞品は対象外である。(スポーツ大会やイベントにおける参加者に対する物品、賞金、昼食代等も対象外。)

(問21) 老人クラブ活動費助成は対象となるか。

(答)

老人クラブが活動する事業の中で、後期高齢者医療制度の被保険者が参加する長寿・健康増進事業を特定した上で、要件を満たせば対象となる。

(問22) 老人ホーム等が実施している活動に対する助成は対象となるか。

(答)

民間団体や、市町村が委託している指定管理者が実施している活動に対する助成は、原則として対象外である。

(問23) 健康増進に係る取組を行った場合にヘルスポイントを付与し、一定以上溜まった段階で物品やサービスと引き替える等の事業を行う場合、周知するためのパンフレット代、ヘルスポイントを押す台紙等の経費及び引き替える物品等は対象となるか。

(答)

引き替える物品等については対象外だが、当該事業を周知するためのパンフレット代や運営に係る台紙代等の経費は対象となり得る。

(問24) 長寿・健康増進事業について、変更申請後に交付額が再内示された後、交付額より実績額が少額だった事業については、余剰となった費用を他の市町村の別事業に充てることは可能か。

(答)

同じ事業区分の事業であれば、市町村を越えての調整も可能としている(例えば、再内示後、広域連合内のA市の「健康教育・健康相談等」の実績額が少額となり、B町の「健康教育・健康相談等」の実績額が交付額より過大だった、という場合は、市町村間での融通は可能。)

逆に、例え同じ市町村内であったとしても、事業区分を超えた(異なる事業区分間での)金額の調整は、不可。

(答)

(問25) 長寿・健康増進事業について、当初申請の際に申請をしなかった事業について、変更申請時に新規事業として申請を行うことは可能か。

原則不可。変更申請は当初申請から実績額が変更となった場合の修正を目的としており、新規事業の申請は対象としていない。ただし、特段の事情がある場合については、個別に相談されたい。

【離職者に係る保険料の減免】

(問1) 交付金の算定対象とならない離職の事由及びその確認方法如何。

(答)

被保険者又はその属する世帯の世帯主(以下「被保険者等」という。)の離職事由が、自己都合若しくは定年による退職又は被保険者等の責めに帰すべき理由による解雇である場合には、算定対象としない。

また、離職事由の確認は、被用者保険に加入していた者については、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職証明書に記載された離職事由等により行うこととし、自営業であった者については、税務署に提出する廃業届や倒産手続きの申立ての書類等により行っていただきたい。

なお、雇用保険の適用基準に満たない就労条件のため受給者証等が交付されない等により、書面での確認が困難な場合においては、被保険者等と面談等を行うことにより離職に係る実情の把握に努めた上で、算定対象に該当するかを適切に判断していただきたい。

【臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に関する広報の実施等】

(問1) 交付金の対象となる経費は何か。

(答)

以下①から④までが交付金の対象となる。

①制度周知用リーフレットの作成

臓器提供の意思表示欄の記載方法及び臓器提供制度の概要についてのリーフレット・パンフレット等の作成費及び臓器提供意思表示シールを配布する際のリーフレット・パンフレット等の作成費

②意思表示欄保護シールの作成

意思表示欄保護シールの作成費

※単年度あたり当該年度4月1日現在における当該広域連合の被保険者数の1.1倍を上限枚数とする

③臓器提供意思表示シールの作成

旧様式の被保険者証を交付する場合の臓器提供意思表示シールの作成費

※概ね旧様式で交付する必要がある被保険者数分を対象とする

④シール、リーフレット等（①から③まで）の封入・郵送

シール、リーフレット等を被保険者証等と合わせて送付する際に発生する郵送費の差額等及び旧様式の被保険者証が交付されている被保険者に対してシール、リーフレット等を送付する場合の郵送費等

(問2) 臓器提供の意思表示に関する内容を、他の後期高齢者医療制度の内容と一緒に載せたリーフレット・パンフレット等の作成費は、対象となるか。

(答)

臓器提供の意思表示に関する広報が対象となるため、按分する必要がある。按分方法は、冊子のページ数、掲載欄の面積等が考えられる。

(問3) 被保険者証にラミネート加工をしているが、意思表示欄への記入が可能なラミネート加工費と標準的なラミネート加工費との差額は対象となるか。

(答)

被保険者証に係る経費（加工費含む。）は、対象外である。

(問4) シール、リーフレット等送付に係る封入・封かん等を委託した場合は、対象経費となるか。

(答)

委託による場合も対象となる。

なお、他の事業と合わせて行う場合は、当該事業に関するもののみの経費を按分して算出すること。

(問5) シール、リーフレット等送付に係る封入・封かん事務について、臨時職員を雇用して行った場合は、対象経費となるか。

(答)

通常業務をするために雇用している臨時職員等が行った場合は対象外であるが、雇用の目的（作業内容）が明確に当該事業に限定できている場合は対象経費として差し支えない。

【柔道整復師の施術の療養費等の適正化】

(問1) 柔整療養費等の適正化の取組として被保険者への調査を行った場合、どのような経費が対象となるのか。

(答)

交付対象となる経費は、調査対象データの抽出に係る経費、調査票等の作成及び封入・封緘に係る経費、回答の集計作業など雇用の目的(作業内容)を明確に当該事業に限定した臨時職員に要する経費などの他、当該調査を外部の民間会社等に外部委託した場合は委託に要した費用も対象となる。なお、郵送費は対象外とする。

(問2) 「これらに準じて特に必要と認められる療養費適正化」には、どのようなものが対象となるのか。

(答)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費の支給の適否の決定にあたり、通常実施している審査の範囲を超えて更に施術の内容の確認を行う場合などが対象となる。

(審査の過程において、施術回数が頻回であるものや過去の請求内容と突き合わせることでより疑義が生じるものなど、内容について一層の詳細な確認を必要とする支給申請書の要件を予め設定したうえで、要件に該当する支給申請書の抽出や関係者への照会などを行うための臨時職員に要する経費などが対象になると考えられる。)

○基本診療料の施設基準等(最終改正：平成28年厚生労働省告示第53号)(抜粋)

別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域

- 一 北海道江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の地域
- 二 北海道日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町の地域
- 三 北海道留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町の地域
- 四 北海道稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町の地域
- 五 北海道根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の地域
- 六 青森県五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の地域
- 七 青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の地域
- 八 岩手県花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の地域
- 九 岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域
- 十 岩手県宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の地域
- 十一 岩手県久慈市、普代村、野田村及び洋野町の地域
- 十二 岩手県二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の地域
- 十三 秋田県北秋田市及び上小阿仁村の地域
- 十四 秋田県大仙市、仙北市及び美郷町の地域
- 十五 秋田県湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域
- 十六 山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の地域
- 十七 福島県下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町の地域
- 十八 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域
- 十九 新潟県十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の地域
- 二十 新潟県佐渡市の地域
- 二十一 石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域
- 二十二 福井県大野市及び勝山市の地域
- 二十三 山梨県市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町の地域
- 二十四 長野県木曽郡の地域
- 二十五 長野県中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
- 二十六 愛知県新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域
- 二十七 滋賀県高島市の地域
- 二十八 奈良県五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の地域
- 二十九 島根県雲南市、奥出雲町及び飯南町の地域
- 三十 島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の地域
- 三十一 香川県小豆郡の地域
- 三十二 高知県須崎市、中土佐町、檮原町、津野町及び四万十町の地域
- 三十三 長崎県五島市の地域

三十四 長崎県小値賀町及び新上五島町の地域

三十五 長崎県壱岐市の地域

三十六 長崎県対馬市の地域

三十七 熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の地域

三十八 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域

三十九 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域

四十 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域

四十一 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域

上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

**○高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第二項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める
離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基準（平成19年厚生労働省告示第355号）**

高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第二項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める
離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基準

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百四条第二項
ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基
準は、当該離島その他の地域が次のいずれかに該当することとする。

- 一 医療機関のない地域であつて、当該地域の中心的な場所を起点としておおむね半径四キロメートル
の区域内に五十人以上が居住しており、かつ容易に医療機関を利用することができない地域
- 二 前号に準ずる地域として、後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域
連合をいう。)が認める地域